

# 育まち自治会規約

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目 的)

本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡
- 2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3) 集会施設の維持管理
- 4) 吉川市主催の体育祭、自治連合会主催の各種行事への参加

### 第 2 条 (名 称)

本会は、育まち自治会と称する。

### 第 3 条 (区 域)

本会の区域は、別表 1 に掲げる通りとする。

### 第 4 条 (事 務 所)

本会の事務所は、埼玉県吉川市美南一丁目 2 3 番に置く。

### 第 5 条 (会 員)

本会の会員は、第 3 条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 本会の賛助会員は、第 3 条に定める区域に住所を有する個人、及び法人又は組合等の団体とする

### 第 6 条 (会 費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### 第 7 条 (入 会)

第 3 条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

## 第 8 条 （退会等）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したもとする。

- 1) 第 3 条に定める区域に住所を有しなくなった場合
  - 2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

## 第 2 章 役 員

### 第 9 条 （役員の種類及び定数）

本会に、次の役員を置く。

- 1) 会長 1 人
- 2) 副会長 5 人以内
- 3) その他の役員 20 人以内
- 4) 監事 1 人以上 5 人以内

### 第 10 条 （役員を選任）

役員は、本会の総会において、会員の中から選任する。

- 2 会員が属する管理組合の総会または理事会において推薦を受けた会員は本会の総会における選任に関わらず役員となることができる。
- 3 監事と、会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

### 第 11 条 （役員の職務）

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - 1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - 2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

- 3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

#### 第12条 (役員任期)

役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

### 第3章 総会

#### 第13条 (総会種別)

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 第14条 (総会構成)

総会は、会員をもって構成する。

#### 第15条 (総会権能)

総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

#### 第16条 (総会開催)

通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - 1) 会長が必要と認めたとき。
  - 2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - 3) 第11条第3項4)の規定により監事から開催の請求があったとき。

#### 第17条 (総会招集)

総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項2)及び3)の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

#### 第18条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会において、総会に出席した会員の中から選出する。

#### 第19条 (総会の定足数)

総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第20条 (総会の議決)

総会の議事は、この規約で定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

#### 第21条 (会員の表決権)

会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分を1とする。

- 1) 会費決定に関する事項
- 2) 事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定・変更に関する事項
- 3) 事業報告書、収支報告書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項
- 4) クラブハウス管理運営に関する事項
- 5) その他 (表決権が会員1票を定められるものを除く)

#### 第22条 (総会の書面表決等)

やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### 第23条 (総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

- 3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - 4) 議事の経過の概要及びその結果
  - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第 4 章 役員会

### 第 2 4 条 (役員会の構成)

役員会は監事を除く役員をもって構成する。

### 第 2 5 条 (役員会の権能)

役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第 2 6 条 (役員会の招集)

役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### 第 2 7 条 (役員会の議長)

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

### 第 2 8 条 (役員会の定足数等)

役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と読みかえるものとする。

## 第 5 章 資産及び会計

### 第 29 条 (資産の構成)

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 別に定める財産目録記載の資産
- 2) 会費
- 3) 寄付金品
- 4) 活動に伴う収入
- 5) 資産から生ずる果実
- 6) その他の収入

### 第 30 条 (資産の管理)

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

### 第 31 条 (資産の処分)

本会の資産で第 29 条 1) に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を要する。

### 第 32 条 (経費の支弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

### 第 33 条 (事業計画及び予算)

本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。
- 3 第 1 項に定める事業計画及び予算は、会長はその業務の一部を第三者に再委託することができる。

### 第 34 条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

#### 第35条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

## 第6章 規約の変更及び解散

#### 第36条 (規約の変更)

この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ吉川市長の認可を受けなければならない。

#### 第37条 (解散)

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

#### 第38条 (残余財産の処分)

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

## 第7章 雑則

#### 第39条 (備付け帳簿及び書類)

本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

#### 第40条 (委任)

この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1) この規約は、平成28年3月6日から施行する。
- 2) 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3) 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成29年3月末日までとする。
- 4) 平成30年の改正規約は、認可地縁団体の認可が下りてのち、効力を有する。

## 改 定

平成28年9月11日（臨時総会決議）

平成30年9月30日（臨時総会決議）

以 上



育まち自治会 「区域一覧表」

美南1丁目

23番～34番、36番、37番

美南2丁目

20番～28番

美南3丁目

23番～25番